

平成 27 年度水俣市税条例の主な改正点について

(市民税関係)

1 ふるさと納税の拡充

①特例控除額の拡充

ふるさと納税に係る特例控除額の上限を個人住民税所得割の 1 割から 2 割に拡充

②申告手続きの簡素化（「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設）

確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、確定申告をせずにワンストップで寄附金税額控除を受けられる特例を創設。

2 住宅ローン減税の延長

個人住民税における住宅ローン減税の拡充等の措置について、対象期間を平成 31 年 6 月 30 日まで 1 年半延長。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補てん。

3 減免申請期限の見直し

納期限前 7 日としていた申請期限を納期限までとするよう見直し。

(市たばこ税関係)

旧 3 級品の製造たばこに係る特例税率を平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 4 月 1 日までの間に 4 段階で縮減・廃止。

実施時期	市のたばこ税	県のたばこ税	国のたばこ税
現行	2,495 円	411 円	2,906 円
平成 28 年 4 月 1 日	2,925 円	481 円	3,406 円
平成 29 年 4 月 1 日	3,355 円	551 円	3,906 円
平成 30 年 4 月 1 日	4,000 円	656 円	4,656 円
平成 31 年 4 月 1 日	5,262 円	860 円	6,122 円

(参考) 一級品の税率	5,262 円	860 円	6,122 円
-------------	---------	-------	---------

(軽自動車税関係)

1 原付等の税率の引き上げ時期の1年延期

原付・二輪車・小型特殊自動車等の税率の引き上げ時期を平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期。

<税率の改正（平成26年度改正、平成27年度一部変更）>

		現行税率	新税率	備考	
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円	1.5倍 (最低2,000円)	
	90cc以下	1,200円	2,000円		
	125cc以下	1,600円	2,400円		
	ミニカー	2,500円	3,700円		
軽二輪(250cc以下)		2,400円	3,600円		
小型二輪(250cc超)		4,000円	6,000円		
専ら雪上を走行するもの		2,400円	3,600円		
小型特殊(農耕作業用)		1,600円	2,400円		
小型特殊(その他)		4,700円	5,900円		1.25倍
三輪		3,100円	3,900円		
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	1.5倍
		営業用	5,500円	6,900円	
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	1.25倍
		営業用	3,000円	3,800円	

1年延期

28年度分から

※三輪以上の軽自動車については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率を適用。

※原付・二輪・雪上車・小型特殊自動車については、平成28年度から新税率を適用。

2 三輪以上の軽自動車に対するグリーン化特例(軽課)の導入

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪及び四輪の軽自動車の場合に限り、一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車について、燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)を導入。(平成28年度のみ)

〈税率表〉

種別		新税率	25%軽減	50%軽減	75%軽減	
三輪		3,900 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円	
四輪以上	乗用	自家用	10,800 円	8,100 円	5,400 円	2,700 円
		営業用	6,900 円	5,200 円	3,500 円	1,800 円
	貨物用	自家用	5,000 円	3,800 円	2,500 円	1,300 円
		営業用	3,800 円	2,900 円	1,900 円	1,000 円

〈適用される車体の要件〉

対象・要件	適用税率
電気軽自動車、天然ガス軽自動車	75%軽減

対象・要件		適用税率	
ガソリン車・ ハイブリッド車	乗用	平成 32 年度燃費基準+20%達成	50%軽減
		平成 32 年度燃費基準達成	25%軽減
	貨物	平成 27 年度燃費基準+35%達成	50%軽減
		平成 27 年度燃費基準+15%達成	25%軽減

※ガソリン・ハイブリッド車は、平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車（☆☆☆☆）に限る。

3 減免申請期限の見直し

納期限前 7 日としていた申請期限を納期限までとするよう見直し。

(固定資産税関係)

1 わがまち特例の導入

既存の課税標準の特例措置について、適用期間が延長された上で、わがまち特例（地方決定型地方税制特例措置）を導入。

- (1) 「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波災害警戒区域において管理協定が締結された津波避難施設に対して、適用期間を3年間延長し、わがまち特例を導入。

対象資産	本市特例割合	地方税法の規定と特例率
管理協定に係る避難施設の用に供する家屋（協定避難家屋）のうち協定避難用部分	1 / 2	(法施行附則第15条第30項) 1 / 2を参酌して 1 / 3以上 2 / 3以下
管理協定に係る避難施設（協定避難施設）のうち附属する避難の用に供する償却資産として政令で定めるもの		(法施行附則第15条第31項) 1 / 2を参酌して 1 / 3以上 2 / 3以下

- (2) 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に規定する登録を受けた新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に対して、適用期間を3年間延長し、わがまち特例を導入。

対象資産	本市特例割合	地方税法の規定と特例率
登録を受けた新築のサービス付き高齢者向け貸家住宅で政令で定めるもの	2 / 3	(法施行附則第15条の8第4項) 2 / 3を参酌して 1 / 2以上 5 / 6以下

2 減免申請期限の見直し

納期限前7日としていた申請期限を納期限までとするよう見直し。

(特別土地保有税関係)

1 減免申請期限の見直し

納期限前7日としていた申請期限を納期限までとするよう見直し。

(全般)

- 1 番号法（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）による整備